

1. 欧州サステナビリティ・デューデリジェンス指令案：機関投資家の義務規定の行方に注目

【ポイント】

- ・ 欧州で企業に対して人権・環境デューデリジェンスの実施等を義務化する法制化のプロセスが山場を迎えている
- ・ 2022年2月に欧州委員会により提出された原案に対し、欧州議会は2023年6月、規制の内容をより厳しくする修正案を賛成多数で可決。修正案では、原案には規定されていなかった、機関投資家に人権対応を義務付ける条文が追加されたことにより、機関投資家による法制化の行方への関心がさらに高まることとなった
- ・ 早ければ2023年内にも結論が出るとされる指令案の最終化の行方に注目が集まっている

サステナブルファイナンスの世界では、世界に先駆けて欧州連合（EU）が導入した規制が、世界的に大きな影響を及ぼしてきた例が少なくありません。EUタクソノミー規則（サステナブルな経済活動の分類基準）やSFDR（金融機関等に対する情報開示に関する規制）がその典型例です。

ここに来て、「人権デューデリジェンス」（人権DD）の領域でもEUが新たな規制強化を進めており、世界の市場関係者の注目を集めています。それは、現在、法制化に向けたプロセスが山場を迎えている「欧州サステナビリティ・デューデリジェンス指令案」^[1]（以下、規制案）です。

ここで規制案の概要を述べるとともに、市場関係者の注目が高まっている理由を解説します。

欧州サステナビリティDD指令案（原案）の概要

指令案の作成を担当する欧州委員会は、2022年2月に原案を公表しました^[2]。欧州で一定規模以上のビジネスを行う企業（欧州企業に限らず、条件を満たせば日本企業も対象になる）に対し、人権と環境に関するデュー・デリジェンス（人権・環境DD）の実施等を義務付ける内容です。

さらに規制案では、気候変動への対応義務、取締役の義務、損害賠償責任、違反企業への制裁なども規定されています（表1）。損害賠償責任や、違反企業への制裁が明記されることで、人権対応は、これまで以上に企業財務に直接的に影響し得る要因になることが予想されます。

表1：指令案（欧州委員会、2022年2月）の概要

項目	主な内容
人権・環境DDに関する義務	<ul style="list-style-type: none"> ・DD方針の策定 ・実際の、または潜在的な悪影響の特定 ・潜在的な悪影響の防止・軽減、実際の悪影響の停止・最小化 ・苦情申立て手続きの確立・維持 ・情報開示
気候変動への対応義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスモデルと戦略を、気温上昇を1.5°Cに抑えることに適合させるための計画の策定など
取締役の義務	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定による、人権や気候変動など持続可能性への影響を考慮する
損害賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> ・企業は、DD義務を適切に履行しなかったことにより生じた損害に対する賠償責任を負う
違反企業への制裁	<ul style="list-style-type: none"> ・EU加盟国は、違反する企業に対して制裁措置を講ずる

注：表はあくまで概要かつ仮訳であり、詳細及び正確な表現は原文を確認された
出所：規制案を基にニッセイアセットが作成

欧州議会は規制内容の更なる強化を目指している

欧州委員会（行政府に相当）の原案に対し、欧州議会（国会に相当）は2023年6月、規制内容をより厳しくする修正案を賛成多数で可決しました^[3]。

欧州委員会の原案には規定されていない、機関投資家の義務に関する条文が追加されたほか、企業に対して、温室効果ガスの削減目標設定を含む「移行計画」の策定・実行を具体的に義務付ける条文も追加されました（表2）。

表2：修正案（欧州議会、2023年6月）のポイント

項目	主な内容
移行計画に関する義務	<ul style="list-style-type: none"> ・スコープ1・2、関連する場合はスコープ3排出量の削減目標を含む「移行計画」の策定と実行を義務付ける
機関投資家の義務	<ul style="list-style-type: none"> ・投資先企業によって生じている実際の悪影響を停止するよう、議決権行使を含むエンゲージメントによって投資先企業を説得することを義務付ける

注：表はあくまで概要かつ仮訳であり、詳細及び正確な表現は原文を確認された
出所：修正案を基にニッセイアセットが作成

機関投資家に対して、投資先企業の人権対応に目を光らせ、エンゲージメント等の適切な実施を義務付ける条文が追加されたことは、規制案の行方に対する市場関係者の関心をさらに高める出来事だったと言えます。

規制案の最終化に向けた議論の行方に注目

もともと、EUにおける立法過程は複雑で、日本のように議会（国会）での可決＝法案成立を意味しておらず、欧州議会が今般可決したのはあくまで議会としての意見であり、今後、EU理事会との協議を経て、指令の内容が最終的に確定されることになります。

EU理事会は、欧州議会とは異なり、踏み込んだ規制の導入にはやや慎重な立場をとっていることから、今後の着地点を見通すことは必ずしも容易ではありませんが、規制案の行方によっては、企業のみならず機関投資家にとっても人権対応が「待たなし」になることが予想され、早ければ2023年内にも結論が出るとされる規制案の行方に注目が集まっています。

[1] 「指令」は、EU加盟国に対して期限内に国内立法等の措置を取ることを求めるものであり、企業は、各加盟国の法令によって義務が課されることになる。

[2] <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022PC0071>

[3] https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2023-0209_EN.html

2. PRI主催の年次国際カンファレンスが10月に東京で開催されます

PRI主催の年次国際カンファレンスが今年も東京で開催されます

2023年10月3日～5日の日程で、PRI(責任投資原則)が毎年開催する年次国際カンファレンス「PRI in Person」が、今年も東京・港区で開催されます。世界から1,000人を超える参加が見込まれており、ESG運用に関して、活発な意見交換・情報交換が行われることが見込まれています。

プログラムも徐々に明らかになってきました

カンファレンスでは、開催地の日本・東京を代表して、それぞれ岸田内閣総理大臣、小池東京都知事の基調講演が予定されています。

カンファレンスは主に、プレナリーセッション(本会議)と、6つ程度のブレイクアウトセッション(複数の部屋に分かれて行われる分科会)により構成され、トピックも気候変動から生物多様性、人権問題まで、想定する資産クラスも上場株式や社債・ソブリン債、未上場市場まで多岐に渡る見込みです。

その他、様々な参加者交流の機会が設けられています。

昨今のESG課題を取り巻く最先端の動きを把握する絶好の機会になると考えられます。

ニッセイアセットもシルバースポンサーを務めます

ニッセイアセットは過去から、PRIの年次国際カンファレンスのスポンサーを務め、開催をサポートしてきました。今回はシルバースポンサーを務める予定となっています。こうした取り組みを通じて、国内外のESG投資の健全な発展に貢献していきたいと考えています。

<PRI in Personの開催概要>

開催日	2023年10月3日～10月5日
開催場所	グランドプリンスホテル新高輪 国際館/パミール 〒108-8612 東京都港区高輪3-13-1
申込方法	ホームページ(https://pip2023.unpri.org/tokyo/login.aspx)からの申し込み
参加費	PRI署名・アセットオーナー: 1,650米ドル PRI署名・資産運用会社: 2,100米ドル PRI署名機関以外: 2,750米ドル、など
言語	英語(日本語の同時通訳あり)
主催	PRI(責任投資原則)

<PRI in Personの開催概要(2023年6月時点、詳細が発表されているものを中心に抜粋)>

10/3(火)	10/4(水)	10/5(木)
開会宣言 14:00 - 14:25	小池東京都知事による基調講演 09:20 - 09:45	アセットオーナーによる朝食会合 08:00 - 10:15
岸田内閣総理大臣による基調講演 14:25 - 14:50	(本会議)気候変動と自然: 私たちはどこにいて、投資家はどのような行動を取ることができるのか? 09:45 - 11:00	(分科会)TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)に関するワークショップ、など 09:15 - 10:15
(本会議)アジアとその先の政策状況: 投資家はどのようにアライメントをサポートできるか? 14:50 - 15:50	(分科会)上場株式におけるESGと財務分析・予想・企業価値評価、など 11:45 - 12:45	(分科会)生成AI: 責任投資へのインプリケーション、など 11:00 - 12:00
(本会議)公正な経済移行: 投資家、企業、政策立案者はどのように協力して変化を促しているのか? 16:20 - 17:15	(分科会)協働エンゲージメントを拒む障壁の克服、など 14:15 - 15:15	(本会議)ESGへの反発を理解する 13:30 - 14:05
八芳園でのネットワーキング・レセプション 18:00 - 22:00	(分科会)投資家向け開示ルールの整合化、など 16:00 - 17:00	(本会議)責任投資に関する進展を維持するために、私たちは今、どのような行動をとるべきか? 14:30 - 15:15

出所: PRI in Person 2023のホームページ (<https://pip2023.unpri.org/tokyo/>、2023年6月時点の情報) を基にニッセイアセット作成

- ✓ 当資料は内外の債券、株式、為替市場等に関する情報提供を行うためのものです。予め特定の方向や対応を推奨する目的のものではありません。
- ✓ これらの市場を投資対象とする商品、手法等は、投資対象国・地域等の経済状況や金融資本市場の動向、また有価証券等の発行者の経済活動等の変化を背景に、投資対象資産の価格が変動し、その下落により損失を被るおそれがあるほか、投資元本を割り込むリスクがあります。詳しくは各商品の商品説明資料をご確認ください。
- ✓ これらの市場を投資対象とする商品、手法等は、お客様に手数料等をご負担いただきますが、手数料等の種類ごとの金額及びその合計額については具体的な商品を勧誘するものではないので、表示することができません。
- ✓ これらの市場を投資対象とする商品、手法等の商品説明資料に記載されたシミュレーションやバックテスト等は、参考データをご提供する目的で作成したものであり、将来の利回りを保証するものではありません。
- ✓ 市場見通し等は、お客様の運用方針や投資判断等の参考となる情報の提供を目的としたものです。実際の投資等に係る最終的な決定は、お客様ご自身のご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。
- ✓ 当資料に記載された市場を投資対象とする運用商品、手法等は、リスクを含みます。運用実績は市場環境等により変動し、運用成果(損益)は全て投資家の皆様のものとなります。元本が保証された商品、手法ではありません。
- ✓ 当資料は、現時点で信頼できると考えられる情報を基に作成しておりますが、情報の正確性や完全性を保証するものではありません。
- ✓ 当資料に関わる一切の権利は、引用部分を除き弊社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部または全部の無断での使用・複製は固くお断り致します。
- ✓ 当資料に掲載したインデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、当該インデックスの公表元またはその許諾者に帰属します。